

第109期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年6月28日（水曜日）
午前10時

場所

福井市順化1丁目6番9号
当銀行本店3階会議室

目次

第109期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
第109期事業報告	3
計算書類	19
連結計算書類	23
監査報告書	26
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	29
第2号議案 取締役の報酬額改定の件	29
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	30

平成29年6月13日

株 主 各 位

福井市順化1丁目6番9号

株式会社 **福邦銀行**
取締役頭取 渡 邊 健 雄

第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当銀行第109期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので後記株主総会参考書類をご検討くださいますして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---------|-------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成29年6月28日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 福井市順化1丁目6番9号 当銀行本店3階会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | 報 告 事 項 | |
1. 第109期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
 2. 第109期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役の報酬額改定の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎インターネット開示事項について

- (1) 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.fukuho.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載のもののほか、この「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.fukuho.co.jp/>) に修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

第109期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

ここに当行グループ第109期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の営業の概況と決算につきまして、ご報告申し上げます。

【企業集団の主要な事業内容】

当行グループは、当行、連結子会社1社で構成され、銀行業務を中心に金融サービス事業を展開しております。その主要な事業内容は次のとおりです。

当行は、銀行業務として預金、貸出、商品有価証券売買、有価証券投資、内国為替、外国為替、社債受託および登録、付帯業務として国債等の窓口販売、証券投資信託の窓口販売、損害保険・生命保険の窓口販売等を行い、連結子会社である福邦カード(株)は、クレジットカードおよび信用保証の業務を行っております。

【金融経済環境】

当期における国内経済を顧みますと、国内需要は企業収益が改善しており、設備投資は持ち直しの動きがみられます。また雇用・所得環境の改善が続く中で、個人消費は総じてみれば持ち直しの動きが続いております。住宅投資はこのところ弱含んでおり、公共投資は底堅い動きとなっております。

先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されます。

また、当行グループの主たる営業基盤である福井県内経済においては、製造業の生産は緩やかに回復しており、輸送機械が自動車変速装置部品を中心に生産水準を高めており、電子部品・デバイス、プラスチック製品は緩やかに持ち直しております。個人消費は緩やかに回復しております。公共投資は前年を下回り、住宅投資は回復しつつあります。

先行きについては、企業収益や雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、景気の回復基調が続くことが期待されますが、複数の原子力発電所がある嶺南地域の経済動向は再稼動・廃炉等の方向性、海外景気の不確実性、人手不足による企業活動への影響などについて注視する必要があります。

【事業の経過及び成果】

当期は第3次経営強化計画の3年目として、中小企業に対する円滑な資金供給・経営改善支援等取組みに向けての目標を達成するため、「地域密着の徹底による経営強化」を基本戦略とし、全役職員一丸となって収益力の強化に取り組むとともに、取引先の経営課題に対して、経営相談や経営改善計画策定支援といったコンサルティング機能の発揮に注力するなど、地域密着型金融を推進してまいりました。

法人のお客様向けには、企業のライフステージに応じた商品ラインナップの充実、課題解決型提案営業を推進し、地域の中小企業等の成長に向け積極的に取り組んでまいりました。また、貸出以外での経営課題につきましても、補助金等の策定支援や経営相談など外部機関等と連携し行ってまいりました。事業再生支援への取組みとして、福井県中小企業診断士協会等との連携による定例相談会の開催や地域経済活性化支援機構の専門家受入れによる専門的支援など、早期再生に努めてまいりました。

個人のお客様向けには、お客様のライフスタイルに応じた住宅ローンや消費者ローンキャンペーンの実施等、また資産運用として、預金・預かり資産等の提案に努めてまいりました。

当期の連結ベースでの業績は、次のような営業成績を収めることができました。

主要勘定につきまして、預金は、個人預金及び公金預金の減少により、期末残高は前期末比60億52百万円減少して、4,234億11百万円となりました。

貸出金は、法人向け事業性融資が減少したことにより、期末残高は前期末比180億20百万円減少して、3,018億70百万円となりました。

また、有価証券は、リスク管理と効率運用に努め、期末残高は前期末比68億36百万円増加して1,241億50百万円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、貸倒引当金戻入益の計上があったものの、貸出金利息及び有価証券利息配当金の減少を主因として資金運用収益が減少したことにより、前期比4億76百万円減少の90億37百万円となりました。また、経常費用は、預金利息の減少を主因として資金調達費用が減少したことにより、前期比32百万円減少して80億23百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比4億44百万円減少し、10億14百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益については、固定資産の減損損失の増加と法人税等調整額の増加により前期比5億97百万円減少の7億31百万円となりました。

【当行及び連結子会社の対処すべき課題】

地域金融機関を取り巻く環境は、人口減少や高齢化、金融機関の競合等により、厳しさを増しております。このような環境の中、当行はお客様との間で長く続いた親密な関係を強化・維

持し、ニーズに応じた金融サービスを提供する地域密着型金融の推進を基本とし、お客様の成長を支援し、地域・お客様・当行の3者が共に発展するというビジネスモデルを確立させていく必要があると考えております。

当行は平成26年度より、「地域のお客さまとともに成長する銀行」を目指す銀行像として掲げ、第3次経営強化計画をスタートさせております。基本戦略として「地域密着の徹底による経営強化」を掲げ、地域のお客様に対して信頼され、相談され、成長を支えることで福井県内のシェアを高めていくことを目指してまいります。

その基本戦略に基づき、経営強化計画の目標を達成するための主な課題として①収益力の強化、②組織力の発揮、③ガバナンス態勢の強化を置き、これまでの計画において掲げた各施策を継続し、そのレベルと実績を着実に高めてまいります。

また、自己資本比率につきましては、連結ベースでは8.58%、単体ベースでは8.59%となりました。健全であるとされる銀行の国内基準は4%であり、連結・単体ともに大きく上回っております。金融機能を維持強化し、地域経済への貢献という当行の使命を果たしていくためにも、さらに効率的な銀行経営を行い、収益力を高め、自己資本の積上げを図ってまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	95	89	95	90
経常利益	13	12	14	10
親会社株主に帰属する 当期純利益	8	9	13	7
包括利益	6	20	3	△0
純資産額	190	208	209	205
総資産	4,498	4,559	4,604	4,491

- [注] 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)を適用し、平成27年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預 金	4,176	4,231	4,296	4,235
定期性預金	2,793	2,788	2,798	2,645
その他	1,383	1,442	1,498	1,590
貸 出 金	3,191	3,167	3,196	3,015
個人向け	870	852	861	864
中小企業向け	1,648	1,674	1,676	1,541
その他	673	640	657	610
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	1,121	1,199	1,176	1,245
国 債	614	592	542	585
その他	507	606	633	660
総 資 産	4,495	4,557	4,602	4,489
内 国 為 替 取 扱 高	11,050	10,649	10,927	10,457
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 40	百万ドル 49	百万ドル 24	百万ドル 34
経 常 利 益	百万円 1,686	百万円 1,202	百万円 1,442	百万円 1,009
当 期 純 利 益	百万円 1,148	百万円 963	百万円 1,313	百万円 726
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 33 85	円 銭 28 10	円 銭 39 45	円 銭 20 81

- 〔注〕 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）等を適用しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
	銀 行 業	銀 行 業
使 用 人 数	504人	507人
平 均 年 齢	39年1月	38年11月
平 均 勤 続 年 数	16年7月	15年11月
平 均 給 与 月 額	304千円	302千円

- [注] 1. 使用人とは年度末の在籍者であります。なお、臨時雇員および嘱託は含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月中の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

(イ) 当行の主要な営業所及び営業所数

福邦銀行

福井県:32店	本店営業部、武生支店、敦賀支店、ほか29店（前年度末33店）
石川県:2店	金沢支店、小松支店（前年度末2店）
京都府:3店	京都支店、舞鶴支店、東舞鶴支店（前年度末3店）
大阪府:1店	大阪支店（前年度末1店）

[注] 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を48カ所（前年度末48カ所）設置しております。

(ロ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧
該当ありません。

ロ カード業

福邦カード(株)：本社（福井県）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	567
カード業	—
合計	567

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	フェニックス通り支店の新設	247
	松本・幾久支店の廃止による除却	—
合計		247

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率		その他
					百万円	%	
福邦カード(株)	福井市日之出4-11-13	クレジットカード業 金融業 信用保証業務	平成2年5月	30	100.0	—	—

〔注〕 当年度末において連結子会社等は上記の1社であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫265金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合133組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連721（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実行サービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行との提携により、現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金の実行手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の利用による現金自動引出しの実行手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
7. 株式会社福井銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫、福井県JAバンク（福井県内に本店を置く全ての銀行・信用金庫・農協/県信連）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの実行手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
8. 株式会社北陸銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの実行手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

平成28年度末現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
三田村 俊 文	取締役会長	――	
渡 邊 健 雄	取締役頭取 (代表取締役)	――	
酒 井 英 一	取締役企画部長 証券国際部、営業統括部担当	――	
長谷川 俊 文	取締役コンプライアンス統括部長 事務部担当	――	
南 出 暁 弥	取締役融資部長	――	
神 澤 重 明	取締役 (社外取締役)	――	
丹 尾 正 己	取締役 (社外取締役)	フクイボウ(株) 代表取締役会長	
三田村 謙	監査役 (常勤監査役)	――	
出 口 克 幸	監査役 (常勤監査役)	――	
上 野 嘉 蔵	監査役 (社外監査役)	日華化学(株)監査役	
森 口 功 一	監査役 (社外監査役)	弁護士 福井さくら法律事務所代表	

- 〔注〕 1. 取締役神澤重明および丹尾正己の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役上野嘉蔵および森口功一の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役東條敬および清水一宏の両氏は平成28年6月29日に退任いたしました。
 4. 監査役出口克幸氏は平成28年6月29日に取締役を退任し、監査役に就任いたしました。
 5. 監査役前田頼秀、鎌谷忠雄、山家悠紀夫の3氏は平成28年6月29日に退任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	10名	50 (うち 3)
監 査 役	7名	27 (うち 9)
計	17名	77 (うち 12)

- [注] 1. 上記以外に取締役に対する使用人としての報酬等として23百万円があります。
 2. 会社役員に対する株主総会で定められた報酬限度額は、全て年額で取締役78,400千円（うち社外取締役2,400千円）、監査役20,000千円であります。
 3. 役員賞与の支給はありません。
 4. 上記「報酬等」には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役に支給した退職慰労金19百万円（取締役2名11百万円、監査役3名7百万円）を括弧内に内書きしております。
 なお、この金額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額△6百万円（取締役△7百万円、監査役1百万円）を含んでおります。また、当事業年度中に退職慰労金の基準金額を変更したことにより、支給見積額を見直ししております。
 5. 「支給人数」には、当事業年度中に報酬等の支給があった退任取締役および退任監査役が含まれております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況			
	法 人 等 名	役 職 名	同社との取引	そ の 他
神 澤 重 明	—	—	—	
丹 尾 正 己	フクイボウ(株)	代表取締役会長	与信取引	
上 野 嘉 蔵	日華化学(株)	監 査 役	与信取引	
森 口 功 一	福井さくら法律事務所	代 表	—	

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
神澤重明	7年9ヵ月	取締役会12回中12回	議案審議等につき、金融業界の専門的な知識と経験をもとに必要な発言を行っております。
丹尾正己	2年9ヵ月	取締役会12回中12回	議案審議等につき、経験豊かな企業経営者としての観点から必要な発言を行っております。
上野嘉蔵	9ヵ月	取締役会10回中10回 監査役会10回中10回	会社役員としての豊富な経験と知見を有し、大所高所から適宜質問と意見を述べております。また監査結果について意見交換し協議を行っております。
森口功一	9ヵ月	取締役会10回中10回 監査役会10回中10回	弁護士として、高度な能力・識見をもって専門的な見地から質問と意見を述べております。また監査結果について意見交換し協議を行っております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
神澤重明	会社法第425条第1項第1号ハに定める額をもって損害賠償責任額の限度とする契約を締結しております。
丹尾正己	同上
上野嘉蔵	同上
森口功一	同上

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	9	—

- (注) 1. 報酬等には、当事業年度中に計上した役員退職慰労引当金繰入額0百万円及び当事業年度中に退任した社外監査役が受けた退職慰労金4百万円を含んでおります。なお、当事業年度中に退職慰労金の基準金額を変更したことにより、支給見積額を見直ししております。
2. 「支給人数」には当事業年度中に報酬等の支給があった退任社外監査役が含まれております。

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

普通株式	発行可能株式総数	80,000千株
	発行済株式の総数	31,800千株
A種優先株式	発行可能株式総数	6,000千株
	発行済株式の総数	6,000千株

(2) 当年度末株主数

普通株式	1,286名
A種優先株式	1名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社みずほ銀行	1,450千株	4.64%
三田村俊文	1,416	4.54
株式会社クオードコーポレーション	1,400	4.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,399	4.48
三田興産株式会社	1,327	4.25
日本土地建物株式会社	850	2.72
みずほ証券株式会社	704	2.25
明治安田生命保険相互会社	650	2.08
株式会社ホクコン	615	1.97
武生土地株式会社	603	1.93

- 〔注〕 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式602,957株を控除し、小数点3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）所有株式は、預金保険機構が当該信託銀行に信託しているものであります。

A種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	6,000千株	100.00%

5 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 池田裕之 指定有限責任社員 山田 修	33	

- (注) 1. 当行及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、33百万円であります。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

該当ありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8 業務の適正を確保するための体制

(1) 「内部統制に関する基本方針」を取締役に於て下記のとおり決議しております。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
銀行の公共的使命や社会的責任を遂行するとともに、当行が健全に展開するうえで役員が遵守すべき倫理的規範である行動規範を、当行の「経営理念」と「福邦の心」を基盤として定めております。
法令遵守（以下コンプライアンス）に係る管理を総合的、体系的に実施すべく、法令遵守規程を定めて、コンプライアンスを徹底するためにマニュアル等を制定しております。
コンプライアンス統括部署をコンプライアンス統括部コンプライアンス室とし、コンプライアンスの一元管理を行っている他、常勤の取締役、本部各部の部長および常勤監査役が、定期的にコンプライアンスについての情報連絡・意見交換を行い全行的なコンプライアンス意識の醸成およびコンプライアンスの実効性を高めることを目的としたコンプライアンス委員会を設置するものとし、必要に応じて取締役会に報告する体制をとっております。
「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、当行は反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行い、反社会的勢力からの不当な要求には毅然とした態度で対応しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う規程を制定するものとしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当行は、リスク管理に関する体制を明確にするとともに、全ての役職員が、銀行業務で発生する各種リスクを正しく認識・把握し、自らの規模・特性に応じた適切な管理を行うことによって、業務の健全性と適切性の確保に資することを目的としてリスク管理基本規程を定めております。
リスクの内容に応じ、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク）に区分し、担当部および管理規程を定めるものとしております。企画部経営管理グループは、リスク管理統括部署として、各リスク管理の状況把握や有効性について定期的に検証を行うものとしております。各担当部は、担当する業務に関わるリスクの状況及びその管理施策・問題点等

を随時、各担当部の担当役員へ報告、影響が大きいと考えられるものについては経営会議へ報告し、さらに必要に応じ、取締役会に報告する体制をとっております。不測の事態の発生により、当行の経営に大きな支障をきたすことが想定される損失の危険に対する取組体制や対応策を、各種規程に定めるものとしております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務の執行状況を監督するものとしております。
取締役会の決議した基本方針に基づき、銀行経営上の基本的な事項について協議を行う経営会議を実施し、業務執行の迅速化を図るものとしております。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
上記①の体制等のほかに、本部、営業店とも部店長をコンプライアンス責任者とし、毎月、各部門においてコンプライアンス勉強会を実施しコンプライアンス意識の向上に努めていくものとしております。また、コンプライアンスに関し、コンプライアンス責任者に相談しづらい内容や、何らかの理由によりコンプライアンス責任者に相談できない場合は、直接、コンプライアンス統括部コンプライアンス室に相談し、判断を受けるためのコンプライアンス相談窓口を設置しております。
当行は、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化を図ることを目的に、公益通報制度を設けております。
内部監査部署である監査部は監査役と連携して、全行のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査にあたるものとしております。
コンプライアンス・マニュアル等に違反した者は、就業規則等の定めるところにより処罰されるものとしております。
- ⑥ 当行及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当行の行動規範を企業集団における行動規範とし、理念の統一を図るものとしております。当行企画部担当役員が責任担当者として統括的な管理を行うものとしております。また、監査部は、子会社等の業務全般について監査することとし、内部管理態勢およびコンプライアンス態勢が適切かつ有効に機能しているかの評価・検証を行うものとしております。関連会社の役職員が、当行のコンプライアンス統括部門であるコンプライアンス統括部コンプライアンス室に相談、通報を受け入れる公益通報制度を設けるものとしております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役は監査業務の補助を行うよう監査部の使用人に依頼することができるものとしており、監査部長はこれに応じるものとしております。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査業務の補助を行う使用人はその業務を他の業務に優先させるものとし、その使用人が行う監査業務の補助については、取締役や監査部長等の指揮命令を受けないものとしております。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、法律に定める事項のほか、あらかじめ監査役と協議した事項について、必要に応じて監査役に報告をするものとしております。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、銀行が対処すべき課題、銀行を取巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深める体制をとるものとしております。
また、監査役が、内部監査部門ならびに会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施できる体制をとるものとしております。

(2) 当行では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次の通りであります。

- ① 取締役や使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、常勤取締役、常勤監査役及び本部各部長をメンバーとするコンプライアンス委員会を当事業年度に11回開催し、頭取が委員長となりコンプライアンスの基本方針に係る事項や運営に係る事項を協議し、情報連絡や意見交換等を踏まえ、全行的なコンプライアンス意識の醸成に努めております。
当行は公益通報制度を確立するとともに、自己のコンプライアンス・チェックの報告と不正行為の内部通報を目的としたコンプライアンス・チェックメールを全役職員に毎月1回不定期に配信し、法令遵守意識の高揚を図るとともに、不正行為等の早期発見に努めております。加えて、監査部は内部監査計画に基づき、各店の内部監査を定期的実施しております。
- ② 損失の危険の管理に関する体制として、当行の資産及び負債の総合的管理と信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクの分析・検討を行うALM委員会を設置し、毎月1回開催しております。また、リスク管理統括部署は各リスク管理の状況把握やその有効性について定期的に検証を行っております。その影響度合いに応じて経営会議や取締役会へ適宜報告を実施しております。

- ③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保する体制として、取締役会は各議案についての審議を行い、経営に関する重要事項等を決定し、業務執行状況等の監督を行っております。当事業年度は12回開催しております。また、会長、頭取及び常勤取締役（頭取の指名）をメンバーとする経営会議を原則毎週1回開催し、取締役会付議事項の審議や月次業績のレビュー等を実施して、迅速な業務執行が行える体制としております。この経営会議には常勤監査役も出席し、適宜適切な助言等を行っております。
- また、子会社においても業務の適正を確保するため、当行企画部担当役員が子会社の取締役会に出席し、月次業績や重要事項の決議について確認しております。加えて、子会社等管理規程を整備し四半期毎に業務内容の報告を受けております。また、監査部は子会社の業務全般について監査を実施しております。
- ④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、常勤監査役は毎月1回、前月実施した監査役監査の実施状況を代表取締役に報告するとともに、監査上の重要課題等について意見交換を実施しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

該当ありません。

第109期末 (平成29年 3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	17,129	預当座預貯通定定そ	423,574
現金	6,040	金の座通貯	10,741
預け	11,088	金の蓄蓄	142,095
有価証券	124,519	金の定期積	1,360
国債	58,506	金の預積	1,353
地方債	396	金の預積	255,748
社債	18,727	金の預積	8,789
株式	2,468	金の預積	3,484
その他の証券	44,421	金の預積	0
貸出	301,597	外債	0
割引手形	5,293	未払外債	0
手形貸付	17,983	借入	800
証券貸付	253,401	その他の負債	1,550
当座貸越	24,918	未払法人税等	61
外国為替	1,305	未前払費用	408
外国他店預	1,305	前払従業員預り	310
その他の資産	2,492	従給り資産	278
前払費用	17	賞与	2
未収収益	280	退職給付引当	112
金融派生商品	103	睡眠預金払戻引当	47
その他の資産	2,091	偶発損失引当	330
有形固定資産	4,499	再評価に係る繰延税金負債	253
建物	1,102	支払承	768
土地	2,962	負債の部合計	428,288
リース資産	81	(純資産の部)	
建設仮勘定	32	資本	7,300
その他の有形固定資産	320	本剰余金	6,256
無形固定資産	339	資本準備金	6,256
ソフトウェア	292	利益剰余金	6,194
リース資産	10	利益準備金	314
その他の無形固定資産	36	その他の利益剰余金	5,879
繰延税金資産	416	繰越利益剰余金	5,879
支払承諾見返	564	自己株	△ 235
貸倒引当金	△ 3,891	株主資本合計	19,515
資産の部合計	448,973	その他の有価証券評価差額	358
		土地再評価差額	810
		評価・換算差額等合計	1,168
		純資産の部合計	20,684
		負債及び純資産の部合計	448,973

第109期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
益 益	8,936	
当 利 配 当 息	6,286	
受 取 入 利	4,517	
受 取 入 金 息	1,749	
受 取 入 金 受 取 入 金	0	
受 取 入 金 受 取 入 金	18	
受 取 入 金 受 取 入 金	0	
受 取 入 金 受 取 入 金	989	
受 取 入 金 受 取 入 金	284	
受 取 入 金 受 取 入 金	705	
受 取 入 金 受 取 入 金	676	
受 取 入 金 受 取 入 金	1	
受 取 入 金 受 取 入 金	674	
受 取 入 金 受 取 入 金	982	
受 取 入 金 受 取 入 金	24	
受 取 入 金 受 取 入 金	833	
受 取 入 金 受 取 入 金	125	
受 取 入 金 受 取 入 金		7,927
受 取 入 金 受 取 入 金	235	
受 取 入 金 受 取 入 金	225	
受 取 入 金 受 取 入 金	0	
受 取 入 金 受 取 入 金	2	
受 取 入 金 受 取 入 金	7	
受 取 入 金 受 取 入 金	813	
受 取 入 金 受 取 入 金	53	
受 取 入 金 受 取 入 金	759	
受 取 入 金 受 取 入 金	935	
受 取 入 金 受 取 入 金	830	
受 取 入 金 受 取 入 金	105	
受 取 入 金 受 取 入 金	5,668	
受 取 入 金 受 取 入 金	274	
受 取 入 金 受 取 入 金	13	
受 取 入 金 受 取 入 金	4	
受 取 入 金 受 取 入 金	256	
受 取 入 金 受 取 入 金		1,009
受 取 入 金 受 取 入 金		98
受 取 入 金 受 取 入 金	7	
受 取 入 金 受 取 入 金	90	
受 取 入 金 受 取 入 金		910
受 取 入 金 受 取 入 金	49	
受 取 入 金 受 取 入 金	135	
受 取 入 金 受 取 入 金		184
受 取 入 金 受 取 入 金		726

第109期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	7,300	6,256	6,256
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	7,300	6,256	6,256

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	266	5,399	5,666	△ 235	18,988
当期変動額					
剰余金の配当	47	△ 286	△ 239		△ 239
当期純利益		726	726		726
自己株式の取得				△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩		40	40		40
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	47	479	527	△ 0	527
当期末残高	314	5,879	6,194	△ 235	19,515

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,207	850	2,057	21,046
当期変動額				
剰余金の配当				△ 239
当期純利益				726
自己株式の取得				△ 0
土地再評価差額金の取崩				40
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 848	△ 40	△ 889	△ 889
当期変動額合計	△ 848	△ 40	△ 889	△ 361
当期末残高	358	810	1,168	20,684

第109期末 (平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	17,129	預 借 外 国 為 替	423,411
有 価 証 券	124,150	そ の 他 負 債	800
貸 出 金	301,870	賞 与 引 当 金	0
外 国 為 替	1,305	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,739
そ の 他 資 産	2,932	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	254
有 形 固 定 資 産	4,500	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,054
建 物	1,102	利 息 返 還 損 失 引 当 金	183
土 地	2,962	偶 発 損 失 引 当 金	72
リ ー ス 資 産	81	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	0
建 設 仮 勘 定	32	支 払 承 諾	77
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	321	負 債 の 部 合 計	443
無 形 固 定 資 産	340	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	292	資 本 金	7,300
リ ー ス 資 産	10	資 本 剰 余 金	6,256
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	37	利 益 剰 余 金	6,382
繰 延 税 金 資 産	416	自 己 株 式	△ 235
支 払 承 諾 見 返	564	株 主 資 本 合 計	19,704
貸 倒 引 当 金	△ 4,020	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	358
資産の部合計	449,190	土 地 再 評 価 差 額 金	810
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 285
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	882
		純 資 産 の 部 合 計	20,586
		負債及び純資産の部合計	449,190

第109期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	収 益	9,037
資 金 運 用 収 入	益	6,301
貸 出 金 利 息	4,531	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,749	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預 け 金 利 息	18	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 入	1,072	
そ の 他 業 務 収 入	676	
そ の 他 経 常 収 入	987	
株 式 等 売 却 益	24	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	835	
そ の 他 の 経 常 収 入	127	
経常	費 用	8,023
資 金 調 達 費 用	237	
預 金 利 息	225	
コールマネー及び売渡手形利息	0	
借 用 金 利 息	2	
そ の 他 の 支 払 利 息	9	
役 務 取 引 等 費 用	834	
そ の 他 業 務 費 用	935	
そ の 他 経 常 費 用	5,736	
貸 出 金 等 償 却 費	279	
株 式 等 の 他 の 経 常 償 却 費	18	
そ の 他 の 経 常 費 用	4	
	256	
経常	損 失	1,014
特 別 利 損	益	—
特 別 損 失	98	
固 定 資 産 処 分 損 失	7	
減 損 損 失	90	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	915	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	49	
法 人 税 等 調 整 額	135	
法 人 税 等 合 計	184	
当 期 純 利 益	731	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	731	

第109期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当期首残高	7,300	6,256	5,850	△ 235	19,172
当期変動額					
剰余金の配当			△ 239		△ 239
親会社株主に帰属する 当期純利益			731		731
自己株式の取得				△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩			40		40
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	532	△ 0	532
当期末残高	7,300	6,256	6,382	△ 235	19,704

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その 他 の 包 括 利益累計額合計	
当期首残高	1,207	850	△ 312	1,744	20,916
当期変動額					
剰余金の配当					△ 239
親会社株主に帰属する 当期純利益					731
自己株式の取得					△ 0
土地再評価差額金の取崩					40
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 848	△ 40	27	△ 861	△ 861
当期変動額合計	△ 848	△ 40	27	△ 861	△ 329
当期末残高	358	810	△ 285	882	20,586

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社福邦銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田 裕之 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山田 修 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福邦銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社福邦銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田 裕之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山田 修 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福邦銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他銀行の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い銀行の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社 福邦銀行 監査役会

常勤監査役	三田村	謙	Ⓔ
常勤監査役	出	□ 克 幸	Ⓔ
社外監査役	上	野 嘉 蔵	Ⓔ
社外監査役	森	□ 功 一	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当行の配当方針は、銀行業としての公共性に鑑み、「自己資本の充実」を図りつつ、株主の皆さまへの「安定した利益還元」による配当実施をすることとしております。この方針に基づき普通株式の期末配当は1株当たり5円といたしたいと存じます。

優先株式につきましては、所定の金額といたしたいと存じます。

なお、定款において中間配当ができる旨を定めておりますが、経済・金融市場は依然として先行き不透明な状態が続いていることから、当分の間、期末配当1回とさせていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその金額

	1株当たりの配当金額	配当金の総額
普通株式	5円	155,985,215円
A種優先株式	12円84銭	77,040,000円
計	—	233,025,215円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日といたします。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当行取締役の報酬額は、平成24年6月28日開催の第104期定時株主総会において年額7,840万円以内（うち社外取締役分は年額240万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、コーポレート・ガバナンスの観点から、より一層社外取締役の役割期待が増加すること等諸般の事情を考慮し、取締役の年額報酬の総枠（年額7,840万円以内）は変更せず、うち社外取締役分を年額480万円以内に増額改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
やす ひさ あきら 安久 彰 (昭和24年8月12日)	昭和56年9月 公認会計士登録 公認会計士安久彰事務所開設 現在に至る 平成3年8月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)に社員加入 平成11年7月 敦賀市代表監査委員 現在に至る 平成22年6月 新日本有限責任監査法人退職 平成23年6月 有限会社エムエスアンドエーシステムズ代表取締役 現在に至る	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 安久彰氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 安久彰氏は、公認会計士として培われた専門的な知識を有しておられ、また監査法人勤務時には、銀行業をはじめ様々な業種を担当されてきた経験を有しておられます。企業経営にも携わっており、監査役に就任された場合に、その知識、経験等を当行の監査体制に活かしていただくため、補欠の監査役候補者として選任をお願いするものであります。
 4. 当行は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、安久彰氏が監査役に就任された場合、当行は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
 その契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上